

尾張旭市企業版ふるさと納税マッチング支援委託業務仕様書

本仕様書は、尾張旭市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「尾張旭市企業版ふるさと納税マッチング支援委託業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

1 業務名

尾張旭市企業版ふるさと納税マッチング支援委託業務

2 業務目的

本業務は、企業版ふるさと納税における寄附件数及び寄附金額の増加を図ることを目的として、寄附を行う見込みのある企業（以下「寄附見込み企業」という。）に働きかけるための業務を乙に委託する。この委託により、乙の持つネットワークやノウハウを活用し、寄附見込み企業への効果的な提案を行い、寄附の促進を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※ ただし、甲は乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協議を行った上で、委託期間内においても契約を解除することができるものとする。なお、契約を解除した場合において、乙に損害・損失や追加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

- (1) 業務に際し不正行為があったとき。
- (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (3) 乙が本仕様書を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (4) 尾張旭市企業版ふるさと納税マッチング支援委託業務公募型プロポーザル実施要領に明示した参加資格を満たさなくなったとき。
- (5) 自らの責めに帰すべき事由により乙から契約の解除の申出があったとき。

4 業務内容

乙は、本業務の目的を達成するため、以下の業務を実施する。ただし、より効率的な方法がある場合には、甲と乙が協議し内容を変更することができる。

(1) 寄附対象事業のPR

甲から提供された寄附対象事業に関する資料や企業向け説明資料等を活用し、企業への説明や既存マッチングサイトの活用などを通じて効果的なPRを行う。

(2) 寄附見込み企業への提案及び紹介

ア 寄附見込み企業に対して個別訪問などを実施し、甲への寄附を提案する。

イ 寄附見込み企業の寄附意向を把握し、その情報を甲に提供する。

ウ 寄附見込み企業に寄附を提案する中で、甲の帯同訪問の実施が望ましい場合は、甲に随時情報提供する。

(3) 寄附者の取次ぎ及びフォローアップ

ア 寄附に同意した企業の情報を甲に提供する。

イ 寄附が円滑に進むよう、甲及び寄附者からの相談対応を行う。

5 委託料等

(1) 本業務は完全成功報酬型とし、本業務を通じて寄附受領に至った場合、甲は以下の計算式に基づき、委託料を乙に支払う。

委託料（完全成功報酬型）＝寄附金額×委託料率（1円未満の端数は切捨てとする。）
上記金額に消費税額及び地方消費税額を加算した額とする。

(2) 委託料率の上限は、寄附額の10%（消費税額及び地方消費税額を除く。）とする。

(3) 寄附見込み企業への働きかけに係る旅費、通信費、用紙代等の費用は全て委託料に含む。

(4) 本業務では、「甲が寄附金を領収した事実」をもって成果とし、寄附申出の際に乙がマッチングした旨を記した文書（任意様式）をメール又は書面で甲に提出するものとする。

6 委託料の支払時期

甲は乙からの請求を受領した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。なお、委託料が本業務に係る令和8年度一般会計予算額を超える場合は、補正予算措置後に対応し、遅延損害金の算定対象外とする。

7 本業務に係る令和8年度一般会計当初予算額（参考）

1,100,000円

※ 甲では、複数の乙との契約を想定しており、本予算額は業務全体における予算措置額である。

8 業務報告等

乙は、業務の進捗に応じて、甲に対して定期的に報告を行うものとする。報告内容及び報告時期については、甲との協議により定める。

9 法令等の遵守

乙は、本業務の実施に当たり関連する法令等を遵守しなければならない。また、本業務より知り得た個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守しなければならない。

10 一括再委託の禁止

乙は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、甲との協議の上、業務の一部を委託することができる。この場合、事前に書面で甲の承認を得るものとする。

11 留意事項

- (1) 企業版ふるさと納税制度の趣旨や留意事項（寄附企業への経済的利益供与の禁止等）を熟知した上で実施し、関係法令等を遵守すること。
- (2) 緊急に甲の指示を受けるべき事態が発生した場合は、直ちに甲に連絡し、その指示を受けるものとする。なお、甲の指示を受ける前に適宜の応急処置を取った場合は、事後速やかに甲に報告すること。
- (3) 乙は、寄附者に対して経済的利益を供与してはならない。また、寄附者から報酬その他の利益を受けてはならない。
- (4) 寄附は現金によるものとする。
- (5) 市は寄附者からの寄附金を受領し、寄附者へ受領証を交付するものとする。
- (6) 寄附が集まらないことに対するペナルティは設けない。

12 協議事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈に疑義が生じた場合には、双方協議の上、定めるものとする。